

太陽熱利用システム

～都の制度内容～

太陽熱利用システムの補助金申請の場合は、
「A」と「B」の補助対象要件を必ず確認してください

太陽熱利用システムA グリーン熱証書の発行ができないもの

受付期間	
平成21年4月1日～平成23年3月31日	
対象者	
個人・法人・マンションの管理者（管理組合法人を含む） ※ 都内の住宅に新規に設置する方	
対象システムと補助金額	
太陽熱温水器	1㎡当たり9,000円
ソーラーシステム	1㎡当たり16,500円
補助金の上限	
太陽熱温水器	・戸建住宅に設置した場合 ⇒ 100,000円 ・集合住宅に設置した場合 ⇒ 100,000円×総戸数
ソーラーシステム	・戸建住宅に設置した場合 ⇒ 500,000円 ・集合住宅に設置した場合 ⇒ 500,000円×総戸数



※ 太陽熱利用システムAの主なシステム要件
①財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの（集合住宅に設置する場合には、BL部品認定に準じた性能を持つもので公社が認めるものを含む。）②平成21年4月1日から平成23年3月31日までに設置が完了したものであること。③未使用品であること

太陽熱利用システムB グリーン熱証書の発行ができるもの

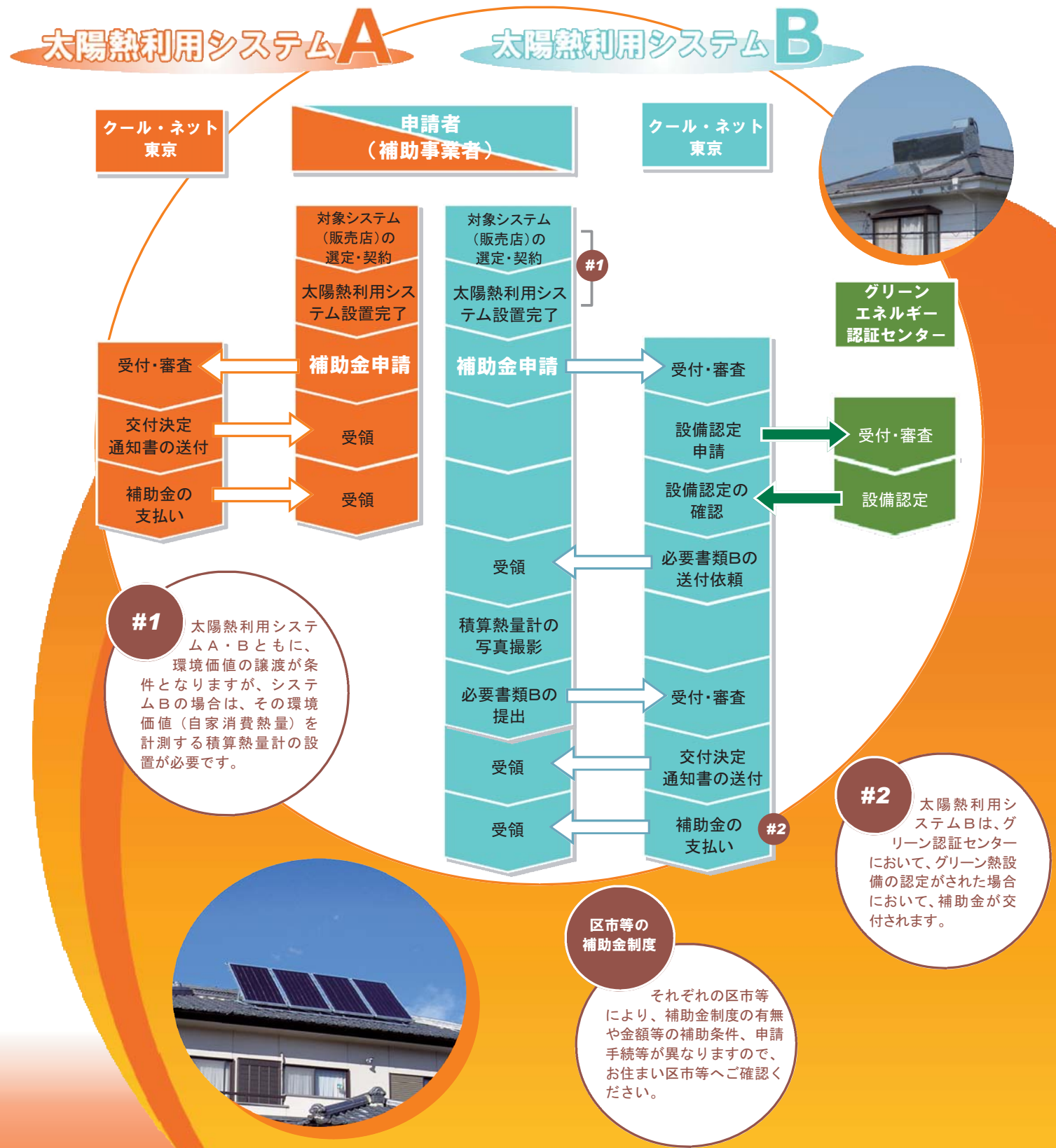
受付期間	
平成21年4月1日～平成23年3月31日	
対象者	
個人・法人・マンションの管理者（管理組合法人を含む） ※ 都内の住宅に新規に設置する方	
対象システムと補助金額	
ソーラーシステム	1㎡当たり33,000円
補助金の上限	
ソーラーシステム	・戸建住宅に設置した場合 ⇒ 1,000,000円 ・集合住宅に設置した場合 ⇒ 1,000,000円×総戸数



※ 太陽熱利用システムBの主なシステム要件
①財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたもの（集合住宅に設置する場合には、BL部品認定に準じた性能を持つもので公社が認めるものを含む。）②平成21年4月1日から平成23年3月31日までに設置が完了したものであること。③集熱器を設置した住宅において、生み出された熱が当該住宅の用に供する部分で使用されていること。④未使用品であること。⑤給湯用強制循環式ソーラーシステム（集合住宅にセントラル方式で設置する場合には、給湯用及び暖房用の強制循環式ソーラーシステムを含む。）であること。⑥水式の強制循環式ソーラーシステムであること。⑦積算熱量計を、積算熱量計設置ガイドラインにより設置したものであること。⑧積算熱量計の検定の有効期限が、平成22年度中に申請をする場合は平成29年10月以降のものであること。

東京都の補助制度では、都内の住宅に「太陽熱利用システム」を設置する方に対しても、その経費の一部を補助します。補助金の交付対象となる太陽熱利用システムは、グリーン熱証書の発行ができない「太陽熱利用システムA」と、グリーン熱証書の発行ができる「太陽熱利用システムB」の二種類に分けられます。

「太陽熱利用システムA・B」の補助金申請フロー



※ 申請の際は、東京都の「補助金交付要綱」等を、必ずご確認ください。